

仙臺すずめ踊り連盟 規約

〔名称・事務所〕

第1条 本会は、仙臺すずめ踊り連盟（以下「連盟」という）と称し、事務所を仙台・青葉まつり協賛会内に置く。

〔目的〕

第2条 連盟は、仙台の伝統芸能の一つである「仙台すずめ踊り」の普及並びに保存を目的とし、地域文化・まちづくりの向上・発展に寄与する。

〔事業〕

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 仙台すずめ踊りの普及
- (2) 仙台すずめ踊りの錬成
- (3) 会員への情報提供および支援
- (4) 会員相互の交流
- (5) 連盟に関する広報活動
- (6) 「仙台・青葉まつり」への支援・協力
- (7) その他、連盟の目的を達成するために必要な事業

〔経費〕

第4条 連盟の経費は、会費、寄付金、委託金、補助金、助成金、その他の収入をもって充てる。

〔会員の種類〕

第5条 連盟は次の会員によって構成される。

- (1) 祭連（まづら）会員
- (2) 法人会員
- (3) 個人会員
- (4) 賛助会員

〔祭連会員〕

第6条 祭連会員は連盟の目的に賛同し会費を納入し登録した祭連をもって構成する。

- 2 祭連会員は、祭連から幹事を1名以上選出し、幹事会、部会他に於いて、連盟の目的達成に必要な事項の実施に協力する。
- 3 祭連会員の総会、幹事会における議決権は1票とする。
- 4 年会費の額は1口10,000円とし、何口でも可とする。

〔法人会員〕

第7条 法人会員は連盟の目的に賛同し会費を納入し登録した法人をもって構成する。

- 2 法人会員は、幹事を1名以上選出し、幹事会、部会他に於いて、連盟の目的達成に必要な事項の実施に協力する。
- 3 法人会員の総会、幹事会における議決権は1票とする。
- 4 年会費の額は1口10,000円とし、何口でも可とする。

〔個人会員〕

第8条 個人会員は連盟の目的に賛同し、会費を納入し登録した個人をもって構成する。

- 2 個人会員は、幹事として幹事会、部会他に於いて、連盟の目的達成に必要な事項の実施に協力する。
- 3 個人会員の総会、幹事会における議決権は1票とする。
- 4 年会費の額は1口5,000円とし、何口でも可とする。

〔賛助会員〕

第9条 賛助会員は連盟の目的に賛同し、会費を納入し登録した個人・法人をもって構成する。

- 2 賛助会員は、総会、幹事会における議決権を有しない。
- 3 年会費の額は1口2,000円とし、何口でも可とする。

〔入会〕

第10条 会員として入会（加盟）しようとするものは、連盟が別に定める「入会申込書」（「加盟届」）により、会長に申し込み、役員会の承認により入会（加盟）とする。

〔会費〕

第11条 会員は、連盟の定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、仙台・青葉まつりの前日まで納入するものとする。
- 3 既納の会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 「退会届」の提出をしたとき。
- (2) 会員である個人の死亡、又は団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(休会)

第13条 会員が休会する場合には、連盟が別に定める「休会届」に必要事項を明記の上、会長に提出し休会手続きを行なう。

- 2 休会期間は最大1年とし、それ以上の場合は退会とする。
- 3 休会中は、連盟活動への参加、各種連絡、資料の送付等を停止する。

(退会)

第14条 会員が退会する場合には、連盟が別に定める「退会届」に必要事項を明記の上、会長に提出し退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次の各号の一に該当したときは、役員会の議決により除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に反する行為をしたとき。

[役員]

第16条 連盟に、会員より選出された次の各号の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名

[役員を選任]

第17条 会長は、仙台・青葉まつり実行委員長の職にあるものをもってこれにあたる。

- 2 副会長・事務局長は、総会において選任する。

[役員職務]

第18条 会長は、連盟を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を捕佐し、業務の執行および運営を掌握し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は連盟の業務を掌握し、役員会の議決に基づき会務を処理し執行にあたる。

[役員任期]

第19条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

[相談役]

第20条 連盟に、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、役員会の諮問に応じ意見を述べ又は相談に応じる。

[会計監事]

第21条 連盟に会計監事を2名置く。

- 2 会計監事は、総会において選任する。
- 3 会計監事は、収支予算並びに決算の監査を行う。

[顧問]

第22条 連盟に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、連盟の運営基本事項について諮問に応じる。

[相談役・会計監事・顧問の任期]

第23条 相談役・会計監事・顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

[総会]

第24条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、祭連会員・法人会員・個人会員をもって構成する。
- 3 定期総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の要請があったとき招集する。
- 5 総会における議決権は祭連会員・法人会員・個人会員とも各々1票とする。
- 6 総会成立は、議決数の過半数をもって成立する。(委任状も含む)

7 総会は、次の事項を審議し、出席議決数の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 規約の変更
- (4) 副会長・事務局長・会計監事の選出
- (5) その他重要な事項

〔総会の議長〕

第25条 総会の議長は会長または会長の指名した会員が、これにあたる。

〔役員会〕

第26条 定例役員会は毎月1回、または必要に応じ随時会長が招集し、総会付議事項及び、連盟の重要事項などを審議する。

- 2 役員会の議長は会長または会長の指名した役員がこれにあたる。
- 3 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。（委任状も含む）

〔幹事会〕

第27条 幹事会は幹事をもって構成し、定例幹事会は毎月1回開催する。

- 2 幹事会は、具体的な事項について会務を処理し役員会に報告する。
- 3 幹事会は2項を達成するために細分化された部会から構成される。
- 4 幹事は、祭連会員、法人会員、個人会員から各1名以上選出する。
- 5 幹事会の議長は事務局長または事務局長が指名した幹事がこれにあたる

〔部会〕

第28条 連盟は、その目的達成に必要な事項を実施するために部会を設置する。

〔部会の構成〕

第29条 部会の種類は役員会にて決定する。

- 2 各部会は、副会長（執行役員若干名）、部会リーダー1名、部会会計（1～2名）及び部会メンバーをもって構成する。
- 3 部会リーダー及び部会会計は、部会メンバーより選出し、会長が任命する。
- 4 部会メンバーは、祭連会員、法人会員、個人会員より選出された幹事をもって構成される。
- 5 部会リーダー、部会会計の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

〔事務局〕

第30条 事務局は役員会の議決に基づき、連盟運営に係る事項の発案、報告書の作成、会計、文書管理を行なう。

- 2 事務局は、事務局長、事務局次長、会計（2名）、事務局員（若干名）をもって構成する。
- 3 事務局次長、会計は幹事の中から選出し、会長が任命する。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し会務を掌握し、事務局長が不在の時は、その職務を代行する。
- 5 会計は、連盟会計の出納管理および各部会会計の監督を行う。
- 6 事務局次長、会計の任期は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。

〔専任委員・事務補助員〕

第31条 連盟は必要に応じて専任委員を置くことができる。

- 2 会員のうち若干名を必要に応じて事務補助員とし、専任委員の事務を補助させることができる。
- 3 専任委員及び事務補助員については、必要に応じて日当・経費等を支払うことができる。

〔会議記録〕

第32条 会議において以下の事項を記録した議事録を作成する

- (1) 日時、場所、議決権総数、出席者数（委任状数を付記）
- (2) 議長及び記録者
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 総会においては議事録署名人の選出に関する事項、並びに議長と議事録署名人の署名

〔文書の保管〕

第33条 連盟は、委託・補助・助成各事業の依頼文書、幹事会・役員会・総会の各会議の会議録、備品台帳、会計関係書類、および連盟から提出した公文書などに関し、これを保管する。

〔文書管理〕

第34条 連盟は、次の文書管理を行なう。

- (1) 規約・規程・会計等の内部文書
- (2) 発行・受領の外部文書
- (3) 会議議事録、備品台帳

〔事業年度・会計年度〕

第35条 連盟の事業年度および会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

〔細則〕

第36条 この規定に定めのない事項については、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

- 付則
- 1 この規定は、平成13年1月1日より施行する。
 - 2 この規定は、平成15年3月15日より施行する。
 - 3 この規定は、平成17年1月29日より施行する。
 - 4 この規定は、平成18年2月3日より施行する。
 - 5 この規定は、平成19年2月4日より施行する。
 - 6 この規定は、平成20年2月24日より施行する。
 - 7 この規定は、平成22年1月30日より施行する。
 - 8 この規定は、平成25年2月10日より施行する。
 - 9 この規定は、令和2年1月26日より施行する。